

# 第3次 松山市男女共同参画基本計画

一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち



松山市



## はじめに

松山市では、松山市男女共同参画推進条例に基づき、平成23年3月に「第2次松山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のために様々な施策に取り組んできました。

近年は、少子高齢化や人口減少など社会情勢が急速に変化し、経済活動の成熟化、国際化、高度情報化などに伴い、人の生き方は多様化しています。また、女性の職業生活での活躍や防災活動への参画が重要になっているにもかかわらず、依然として性別での固定的な役割分担の意識や社会慣習が存在しています。

このような中、今年度末で今の基本計画が終了することから、国の「第4次男女共同参画基本計画」と県の「第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）」を踏まえて、新たに「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画では、国や県の計画で示された新たな視点を踏まえつつ、主要課題として「仕事と生活の調和」と「地域防災分野での男女共同参画」の二つを新たに目指しています。

今後は、本計画に基づき、全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現できるよう、関係機関との連携を更に深め、市民の皆様と一緒に「一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち」を目指して取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり御尽力いただいた、松山市男女共同参画会議委員の皆様、貴重な御意見をいただきました市民の皆様と関係者の皆様から感謝申し上げます。

平成29年3月

野志克仁

# 目次

計画策定の目的	3
計画の性格	3
計画の期間	4
計画の策定方法	4
松山市のあゆみ	5
政策体系	6
推進体制	6
基本理念	7
計画の体系	8
数値目標	10
<b>主要課題1 男女の人権の尊重</b>	11
【1-1】男女間のあらゆる暴力の根絶	12
【1-2】生涯を通じた男女の健康支援	18
【1-3】メディアでの男女の人権の尊重	19
<b>主要課題2 社会制度・慣行の見直し</b>	21
【2-1】社会での制度や慣行についての配慮	22
【2-2】国際交流と国際協力の促進	24
<b>主要課題3 方針決定過程への女性の参画拡大</b>	25
【3-1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	26
【3-2】地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	28
<b>主要課題4 仕事と生活の調和</b>	31
【4-1】雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	32
【4-2】柔軟な働き方を可能にするための理解促進と条件の整備	35
【4-3】高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	36
<b>主要課題5 地域防災分野での男女共同参画</b>	39
【5-1】男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化	40
【5-2】男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の確立	41
<b>主要課題6 教育分野での男女共同参画</b>	43
【6-1】男女平等を推進する教育・学習の充実	44
【6-2】多様な選択を可能にする教育・学習の充実	45
<b>関連データ</b>	46
<b>資料編</b>	53
【資料1】男女共同参画社会基本法	53
【資料2】松山市男女共同参画推進条例	57
【資料3】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
【資料4】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	71
【資料5】男女共同参画のあゆみ	78
<b>用語解説</b>	81



## 計画策定の目的

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現は私たちの願いです。日本国憲法でも個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等を実現するために、様々な法律や制度の整備が進められてきました。

松山市では、豊かで活力ある男女共同参画社会\*を実現するため平成15年(2003年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成17年(2005年)には「松山市男女共同参画基本計画」を、平成23年(2011年)には「第2次松山市男女共同参画基本計画」を策定し、実施計画に基づき各種事業に取り組んできました。

平成28年度末をもって、「第2次松山市男女共同参画基本計画」の計画期間を終えることから、これまでの取組に関する成果と課題を検証し、一層の取組を加速させるため、「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 計画の性格

- (1) 「松山市男女共同参画推進条例」に基づき、国や愛媛県の「男女共同参画基本計画」との整合を図りつつ、第6次松山市総合計画\*の施策に位置づけられている男女共同参画社会の実現を目指し、本市の特性に応じた男女共同参画の取組を明らかにした総合的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)\*」に基づく、「松山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(配偶者暴力防止基本計画)」を含む計画です。  
(主要課題1 重点目標1)
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)\*」に基づく、「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」として位置付けた計画です。  
(主要課題3及び主要課題4)
- (4) 市、市民及び事業者が、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場で男女共同参画を推進するための目標・指針です。
- (5) この計画に示された施策の方向に沿って、具体的な事業実施計画を策定します。

\*男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう

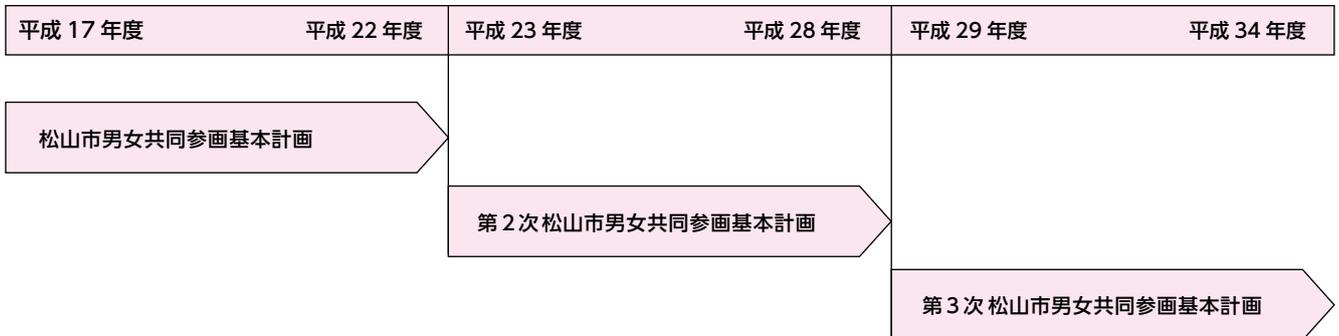
\*第6次松山市総合計画 市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画をいう

\*配偶者暴力防止法 配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律をいう

\*女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人格が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成27年9月4日法律第64号)をいう

## 計画の期間

この計画の期間は、平成29年(2017年)度から平成34年(2022年)度までの6年間とします。なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況、国及び愛媛県の動向などを見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。



## 計画の策定方法

平成27年(2015年)度に、(公財)松山市男女共同参画推進財団と松山市が本市在住の住民を対象として、男女共同参画に関することを調査・研究し、施策を検討するために実施したアンケート調査の結果を参考にしています。

- ・ 調査名称 「男女共同参画に関する市民意識調査」
- ・ 調査期間 平成 27 年 11 月～12 月
- ・ 配布数 3,000 人 (回収 1,422 人 有効回収率 47.4%)

## 松山市のあゆみ

本市は、平成2年(1990年)に男女共同参画社会の実現に向けての本格的な取組を始めるとともに、女性関係施策推進のための庁内組織として「松山市女性行政推進会議」(現「松山市男女共同参画行政推進会議」)を設置しました。

平成3年(1991年)、本市で初めて女性問題に関する市民意識調査を実施し実態把握に努めたほか、女性海外派遣事業を実施し、男女共同参画に積極的に取り組む人材の育成を図りました。

平成5年(1993年)、女性行政を総合的、計画的に推進するため「松山市女性行動計画」を策定するとともに、女性に関する問題の現状と課題を検討し、「まつやま女性会議」(現「松山市男女共同参画会議」)を設置しました。以後、男女共生フォーラムや女性大学の開催など、「松山市女性行動計画」に沿って女性行政を積極的に展開してきました。

平成11年(1999年)、国の「男女共同参画2000年プラン」や「愛媛県女性行動計画」を考慮しつつ、「女性問題に関する意識調査」や「まつやま女性会議」からの提言を踏まえ、新たな課題に対応するために本市が取り組むべき施策の基本的方向を明確にした松山市女性行動計画改訂版「松山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成12年(2000年)、男女共同参画推進の拠点として「松山市男女共同参画推進センター(通称:コムズ)」を開設しました。市民の自主的な活動の支援、男女共同参画社会づくりのための交流・ネットワークづくりや学習機会・情報の提供、及び女性問題や男女の自立促進に関する相談等を通して、市民の更なる男女共同参画意識の醸成やよりよいパートナーシップづくりに努めています。

「男女共同参画社会基本法」、「愛媛県男女共同参画推進条例」等を踏まえ、平成15年(2003年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めました。

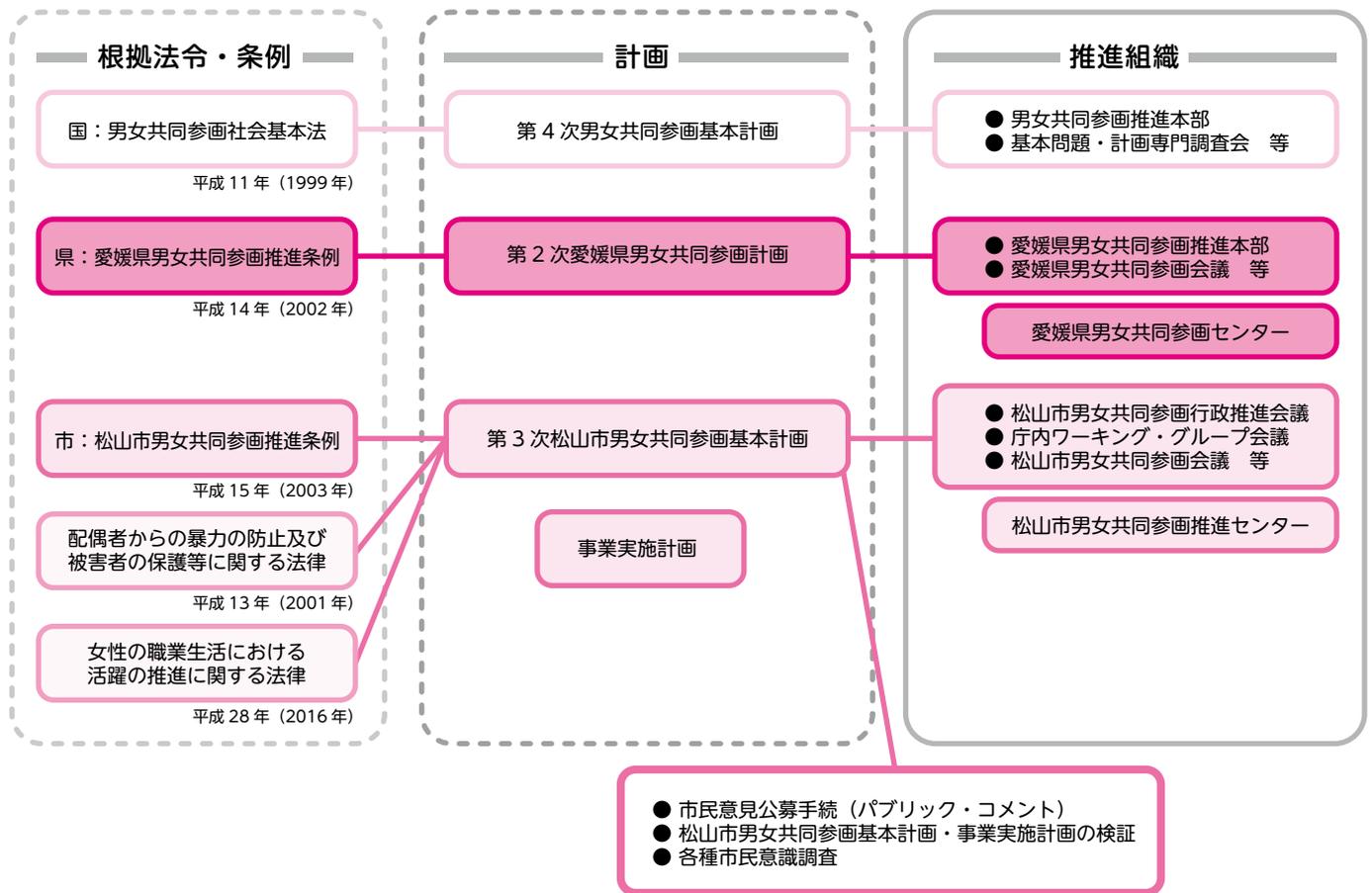
平成16年(2004年)、市民一人ひとりに男女共同参画の意識が浸透し、男女共同参画の先進都市となるよう「日本女性会議2004まつやま」を市民と行政との協働のもと開催しました。

平成17年(2005年)、「松山市男女共同参画基本計画」及び「事業実施計画」を策定し、「事業実施計画」では、毎年度事業の進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

平成22年(2010年)、関係各課の担当職員等で構成する「庁内ワーキング・グループ会議」を発足させ、男女共同参画を推進する庁内体制をより強化しました。平成23年(2011年)に配偶者暴力防止基本計画を含む「第2次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成29年(2017年)には、女性活躍推進法の制定、国の第4次男女共同参画基本計画や愛媛県の第2次愛媛県男女共同参画計画の中間改定を受けて、「第3次松山市男女共同参画基本計画」の策定に向けた「庁内ワーキング・グループ会議」、「松山市男女共同参画会議」、「松山市男女共同行政推進会議」による協議を経て、パブリック・コメント(市民意見公募)手続を行った後、「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 政策体系



## 推進体制

### ① 庁内体制の充実

法律等に基づく男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である「松山市男女共同参画行政推進会議」や「市内ワーキング・グループ会議」で情報の共有化と市内連携を強化するとともに、計画に基づいた事業の進捗状況の把握や評価を行うなど、計画の総合的な推進を図ります。

### ② 松山市男女共同参画会議の機能活用

男女共同参画社会の実現に向け、学識経験者など市民で組織する「松山市男女共同参画会議」で、男女共同参画推進に関する基本的かつ重要な事項について調査・審議を行い、意見を聴きながら事業を推進します。

### ③ 市民及び事業者との連携・協力

男女共同参画の推進に向け、市民及び事業者に対して積極的な情報提供等を行い、理解を深めるとともに、連携・協力しながら、基本計画を推進します。

### ④ 拠点施設の機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である松山市男女共同参画推進センターで、男女共同参画に関する情報の収集、学習機会の提供、各種団体・グループの支援、相談などの活動を充実させ、より効果的な事業を推進します。

### ⑤ 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

基本計画を具体的かつ、計画的に推進していくため、事業実施計画を策定し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。

## 基本理念

松山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現のために次の8つの基本理念を掲げます。

1. 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けない社会をつくります。
2. ジェンダー\*を反映した社会での制度又は慣行が男女の自由な活動の選択を妨げることのない社会をつくります。
3. 市、事業者その他の団体での政策又は方針の立案及び決定に男女が共に参画できる社会をつくります。
4. 男女が、均等な就労環境のもとで、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができる社会を作るとともに、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活での活動と他の活動を両立することができる社会をつくります。
5. 地域での活動の中で、男女が互いを配慮するとともに尊重しつつ、ともに支え合っていく社会をつくります。
6. 様々な教育の場で主体的に学び、考え、行動することのできる自立の精神と男女平等の意識がはぐくまれる社会をつくります。
7. 男女共同参画はすべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれることなく、国際的な広い視野で推進します。
8. 男女が、互いの性を尊重し、妊娠、出産その他の生殖と性に関して、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身が健康に保たれることに配慮して推進します。



男女共同参画シンボルマーク  
(内閣府男女共同参画局)

\*ジェンダー 生物的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別をいう

目標

男女共同参画社会の実現

主要課題

①

**男女の人権の尊重**  
～互いを理解し尊重します～

②

**社会制度・慣行の見直し**  
～豊かに暮らせる社会を目指します～

③

**方針決定過程への女性の参画拡大**  
～多様な意見が反映される社会を目指します～

④

**仕事と生活の調和**  
～仕事と生活の調和が図られる社会を目指します～

⑤

**地域防災分野での男女共同参画**  
～災害時こそ互いを配慮します～

⑥

**教育分野での男女共同参画**  
～豊かな人間性を育む教育を目指します～

推進体制

1. 庁内体制の充実
2. 松山市男女共同参画会議の機能活用
3. 市民及び事業者との連携・協力
4. 拠点施設の機能の充実
5. 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

重点目標	施策の方向	ページ番号
男女間のあらゆる暴力の根絶	1. 暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実 2. 自立に向けた総合的な支援体制の充実 3. 関係機関・団体との連携による暴力への対処等	12
生涯を通じた男女の健康支援	1. 心とからだの健康づくりの支援 2. 健康をおびやかす問題についての対策の推進 3. 母子保健の充実	18
メディアでの男女の人権の尊重	1. 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上支援 2. 公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進	19
社会での制度や慣行についての配慮	1. 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進 2. 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 3. 男性にとつての男女共同参画	22
国際交流と国際協力の促進	1. 国際交流の促進 2. 国際協調・国際理解の推進と平和への貢献	24
市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1. 審議会等への女性の参画促進 2. 管理監督者への女性の登用促進	26
地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	1. 女性リーダーの育成 2. 地域・職場などの方針決定過程への女性の参画の拡大促進 3. 地域活動への参画促進 4. 地域で活動する団体等の支援・連携促進	28
雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	1. 男性中心型労働慣行の見直し 2. 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 3. 職場での男女共同参画の促進 4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進 5. 女性の経営参画の促進	32
柔軟な働き方を可能にするための理解促進と条件の整備	1. 職業能力の開発支援 2. 多様な就業ニーズへの対応	35
高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	1. 高齢者、障がい者（児）等への支援充実 2. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 3. 子育てや介護等の支援	36
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化	1. 避難所運営や仮設住宅での男女共同参画 2. 自主防災組織や防災士などへの支援	40
男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の確立	1. 防災知識の普及 2. 災害用物資の支援	41
男女平等を推進する教育・学習の充実	1. 学校教育での男女平等の推進 2. 家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進 3. 子どもにとっての男女共同参画	44
多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1. 生涯学習の推進 2. 女性の能力開発のための機会の充実	45

## 数値目標

基本計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

主要課題	項目	実績値 平成 28 年 (2016 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
男女の人権の尊重	ドメスティック・バイオレンスの認知度	80.6% (平成 25 年度)	90%
社会制度・慣行の見直し	社会全体で、男女の地位は 平等になっていると思う人の割合	30.3%	50%
方針決定過程への 女性の参画拡大	審議会等への女性の登用率 (注 1)	34.2%	40%
	松山市女性人財情報登録リストの 登録者数 (注 2)	162 人	300 人
仕事と生活の調和	松山市の管理的地位にある 職員に占める女性の割合	6.1% (平成 27 年度)	10%以上 (平成 32 年度)
	松山市の育児休業を取得する 男性職員の割合	1.6% (平成 26 年度)	13%以上 (平成 32 年度)
	保育所等利用待機児童数 (注 3)	94 人	0 人
	放課後児童クラブ入会児童数	4,726 人	5,518 人 (平成 31 年度)
	ファミリー・サポート・センターの利用件数	15,063 件 (平成 27 年度)	15,500 件
地域防災分野での 男女共同参画	防災士に占める女性の割合	12.0%	20%
教育分野での男女共同参画	松山市男女共同参画推進センター 各種啓発事業への参加者数	3,709 人 (平成 27 年度)	4,000 人

(注 1) 市は、審議会等\*の附属機関その他これに準じるものの構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女のいずれか一方の構成員の数が構成員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めるものとする。(松山市男女共同参画推進条例第 19 条第 2 項)

(注 2) 各分野で活躍している女性を松山市女性人財情報として登録し、審議会等の委員選考時に活用している

(注 3) 調査日時点で、保育の必要性が認定され保育所等へ入所申し込みをしているが、入所できていない児童数(なお、保護者の私的な理由により待機している場合など、一定の条件を満たしていないものを除く)

\*審議会等 行政が政策立案や執行にあたり、その専門的な知識やアイデアを活用するとともに幅広い意見を市政に反映させることを目的として、各界各層から人材を集めた行政の附属機関及びそれに属するものをいう